

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at:
<http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

2.5 UNHCR 難民認定手続における通訳

目次

2.5	UNHCR 難民認定手続における通訳.....	2
2.5.1	通訳人へのアクセス.....	2
2.5.2	UNHCR 通訳人の能力・資質と研修.....	3
2.5.3	UNHCR 通訳人以外の者による通訳.....	4
2.5.4	通訳人の関与に関する懸念.....	6
2.5.5	遠隔地にいる通訳人の面接への参加.....	7
2.5.6	UNHCR 通訳人の中立性.....	9
2.5.7	守秘義務.....	10
2.5.	通訳人による申請者個人のファイルへのアクセス.....	10
2.5.9	通訳人の指導・監督.....	10
	附属書類 2.5-1 : UNHCR 参考資料リスト.....	12
	附属書類 2.5-2 : UNHCR 通訳人の守秘義務と中立性に関する誓約書.....	13

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

2.5 UNHCR 難民認定手続における通訳

2.5.1 通訳人へのアクセス

申請者と UNHCR の間におけるすべてのコミュニケーションは、申請者が理解でき、きちんとコミュニケーションできる言語で行われなくてはならない。多くの場合は申請者の母語であるが、母語が使用できない場合も多くある。登録、難民認定手続の一次審査、異議申立て、無効確認、撤回、終止、再開手続を含む難民認定プロセスのあらゆる段階において、申請者は研修を受けた通訳人としての資質を備えた通訳人のサービスを受けられるべきである (UNHCR 通訳の資質に関しては、§2.5.2—UNHCR 通訳人の能力・資質と研修を参照のこと)。

UNHCR 難民認定手続における通訳業務は、本章において特記されている場合を除き、UNHCR 通訳人によって行われるべきである。UNHCR 通訳人とは、常勤・非常勤の別や翻訳作業も求められうるかどうかを問わず、援助対象者とのコミュニケーションにおいて通訳として働くために UNHCR が採用した者、また、通訳業者を通じて契約した通訳人または指定された事業実施契約団体との正規の取り決めにより派遣された通訳人と理解されるべきである (§2.5.2—UNHCR 通訳人の能力・資質と研修を参照のこと)。例外的に、通訳人としての資質を備えた UNHCR 通訳人が利用できない場合は、申請者自身が手配した通訳人など、外部の通訳人によって面接を行うことが必要となる場合がある (§2.5.3—UNHCR 通訳人以外の者による通訳を参照)。

可能な限り、申請者の希望する性別の通訳人を介してコミュニケーションをとる選択肢が申請者には与えられるべきである。各 UNHCR 事務所は、難民認定処理上の要請を満たすために十分な人数の通訳人としての資質を備えた男女の通訳人を確保すべく尽力すべきである。通訳人が不足している場合は、児童や拷問経験者、身体的または精神的な障がいのある者、様々な性的指向やジェンダー・アイデンティティを持つ個人といった特別なニーズや脆弱性を持つ人々の通訳人に関する要望が優先されなければならない。

マンデート難民認定手続において面接を行うすべての UNHCR 職員は、通訳人を介して申請者と有効なコミュニケーションを行うための研修と指示を受けなければならない。

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

2.5.2 UNHCR 通訳人の能力・資質と研修

難民認定手続において通訳業務に従事する通訳人は、十分な語学と通訳スキルに加え、必要な研修を受ける必要がある。可能な限り、UNHCR は通訳として何らかの認定を受けている通訳人を従事させるべきである。UNHCR通訳人の採用手続のガイダンスに関しては、IOM-FOM 005/2009に付属している「通訳人の採用手続、雇用条件、研修・監督に関するガイドライン (Guidelines for the field on recruitment procedures, conditions of service, training and supervision of Interpreters)」を参照されたい。

原則として難民、庇護希望者、そして申請が却下された庇護希望者は、UNHCRによる難民認定手続において、通訳サービスを提供することを目的として雇用されるべきではない。もしUNHCR事務所に必要とされる言語を話す通訳人が十分にいない場合、必要な研修を受け、必要なスキルを有していることを条件として、UNHCR 事務所は認定された難民を通訳として使用することができる。そのような場合、庇護国 (滞在国) において就労が認められる法的な地位を持っている難民、または、第三国定住が決まり、出発を待っている難民を通訳人として採用するよう、UNHCR事務所は最善を尽くすべきである。もし滞在国で就労する権利を持たない個人を通訳人として採用する以外に実行可能な選択肢がない場合、既存の国内法規則に基づいて例外的に当該個人に就労許可を出すよう交渉すべく、事務所はあらゆる努力を行うべきである。庇護国 (滞在国) において就労する権利を持たない難民が行う通訳は、UNHCR通訳人の人員不足に対処がなされるまでの例外的かつ一時的な措置としてのみ利用することができる。

UNHCR 事務所は、指定された事業実施契約団体との取り決めによって提供される通訳人のサービスを利用することができる。ただし、当該通訳人が以下の規定に従って、UNHCR による難民認定手続における通訳に関する研修を受けること、また提供されるサービスがUNHCR 職員による有効なモニタリングと指導の対象となることを条件とする (§2.5.9 通訳人の指導と監督を参照のこと)。

通訳人が認定審査官の使う言語に加え、申請者の言語および方言に堪能であることを認定審査官は確認しなくてはならない。もし通訳人不足により申請者の話す方言以外で通訳が行われる場合、そのことは申請者の供述の信憑性を評価する上で考慮されなくてはならない。

UNHCR マンデート難民認定手続における通訳業務に従事する者はすべて、職務を遂行するにあたり、UNHCR 通訳人の守秘義務と中立性に関する誓約書 (付属書類2-1) および非国連職員のためのUNHCR行動規範 (Code of Conduct for non-UN personnel) に署名しなければならない。

すべてのUNHCR通訳人は、UNHCRの任務と難民認定プロセスに関する事前研修を受けなければならない。

研修

UNHCR通訳人に対する事前研修

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

- UNHCR の難民保護任務と業務
- 関連するUNHCR事務所における登録・難民認定手続および関連する標準運用手順
- 難民との面接において使用される可能性のある難民関連の必須用語
- 面接の目的および面接で要求される通訳の形式や申請者と認定審査官の発言を完全かつ正確に通訳することの重要性などの通訳人としての責任
- 申請者や認定審査官の代わりに答えないことなど、UNHCR 通訳人の公平かつ中立的役割
- すべてのUNHCR 手続における守秘義務
- 通訳業務を行う際のジェンダー、年齢、多様性、文化に対する配慮
- 面接中に生じる可能性のあるトラウマを示しうる徴候と、そういった状況において通訳としての責任を果たす方法
- 物理的環境の熟知等のセキュリティー関連の手続きやリスク、UNHCR事務所の具体的な業務環境を考慮したその他関連する問題

事前研修に加え、UNHCRの関連業務における**通常の研修**への参加を促すなど、通訳人が知識や技能を向上させるための機会をUNHCR事務所は可能な範囲で提供しなくてはならない。UNHCR通訳人への研修や語学用の参考文献や用語集の作成のため、特に大学といった現地の機関や団体と協働する可能性をUNHCR事務所は検討することができる。

2.5.3 UNHCR 通訳人以外の者による通訳

人員不足によりUNHCR通訳人が利用できない場合や必要な言語スキルや適切な経歴を持たない場合で、遠隔通訳 (§2.5.5—*遠隔地にいる通訳人の面接への参加を参照*) といったその他の通訳手段が実現不可能であるか、申請者にとって長期間の手続きの遅延を生じさせる可能性がある場合には、例外的にUNHCR通訳人以外の者が通訳を行うことができる。こうした通訳人には、申請者自身が手配した通訳人、UNHCR通訳人ではない庇護希望者や難民、UNHCRの他の保護担当職員（認定審査官を含む）、事業実施契約団体や非政府組織、語学施設、その他の機関との臨時の手配などにより提供される通訳人が含まれる。

UNHCR通訳人以外の者による通訳が必要な場合、UNHCR職員は当該**通訳の有効性を評価・促進し、難民認定手続の機密性と完全性を保全**するために適切な手段を取らなければならない。

主要な考慮事項

面接を行うUNHCR職員は通訳人の能力を評価し、通訳の質を確保するために以下の手順に従うべきである。

- 通訳人に対し、当人が通訳言語に関して持つ背景と通訳経験を簡単に確認すること
- 通訳人と申請者の関係を確認すること

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

- 通訳人に対して面接の性格と目的、求められる通訳の形式、手続きの機密性について説明し、「UNHCR通訳人の守秘義務と中立性に関する誓約書」(付属書2.5-2)に署名するよう求めること
- 通訳人の言語の流暢さ、通訳人と申請者の潜在的な利害衝突や搾取的関係の可能性といった通訳の質や信頼性に関連しうるあらゆる詳細についてメモを取り、ファイルに入れる。
- 可能な限り提案された通訳人が同席していない場所で、申請者に対し、当該通訳人の手配に同意するかどうかを聞き、その手配に対する賛成または反対の理由をファイルに記録する。

もし申請者がUNHCR通訳人以外の通訳人によって通訳が行われることに同意しない場合、または、通訳人と申請者の間に利害の衝突や搾取的な関係がある場合など、提案されている通訳人の効果的、公平かつ正確な通訳を行う技能・能力に深刻な懸念が生じた場合には、UNHCR職員は当該通訳人の面接への参加を拒否することができる。申請者と通訳人は拒否された理由を知らされるべきであり、その旨のメモを申請者のファイルに入れるべきである。

申請者とのコミュニケーション手段が他にない場合を除き、原則として**UNHCR 通訳人としての能力・資質を有していない・研修を受けていない庇護希望者や難民**に対して難民認定手続における通訳の提供を求めるべきではない。他の庇護希望者や難民による通訳を利用する場合には、通訳は最初の接受手続におけるコミュニケーションに限られるとともに、必要なカウンセリングをはじめ、登録と難民認定面接には通訳人としての資質を備えた通訳人による通訳が行われるようあらゆる努力をすべきである。またそういった状況下で申請者とコミュニケーションをとるUNHCR職員は、あらゆる実行可能な手段を講じて、申請者の身分を明かすような経歴情報や難民認定申請内容の詳細を引き出す可能性のある質問を制限することを含め、申請者の申請内容に対する秘密を保持すべきである。

通訳人としての資質を備えたUNHCR通訳人が利用できない際に面接を行う必要がある場合、例外的に、申請者は**申請者が手配した通訳人**による通訳サービスを利用することが認められる場合がある。家族の面前での申請に関連する事実の開示を申請者が嫌がる場合があること、難民認定手続への家族の同席に申請者が本当に同意しているかどうかの判断が難しいことを考えれば、申請者の**家族による通訳を避けるために**、最善を尽くす必要がある。

申請人の**法的手続上の代理人**を務める者は、UNHCR難民認定手続においては通訳業務を行うべきではない。

通訳がUNHCR通訳人以外の通訳人によって行われる場合、認定審査官は通訳の質と正確さに関して特に慎重にならなければならない。通訳の質や通訳人の行為に関する懸念は即座に対処され(更なる指針については§2.5.4—**通訳人の関与に関する懸念**を参照)、申請人の供述の信憑性評価において考慮されるべきである。

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

2.5.4 通訳人の関与に関する懸念

UNHCR通訳人であるか否かを問わず、面接における**通訳人の参加に懸念を持つ申請者**は、内密にその懸念を面接を行うUNHCR職員に伝え、説明するための機会が与えられなければならない。

認定審査官は、面接の冒頭で通訳が行われる言語や方言を申請者が十分に理解できるかどうかを確認すべきであり、また、申請者には通訳の質や手配された通訳人に対する懸念を、面接中のいかなる時でも伝える権利があることを知らせるべきである。申請者が提起したあらゆる懸念およびそれに対処するためにとられた措置は申請者のファイルに記録されなくてはならない。

申請者が面接を開始した後に懸念を提起した場合、その面接は中止され、認定審査官はその懸念に即座に対応すべきである。通訳における言語や方言と関連しない懸念は、通訳人の立会いの下で議論されるべきではない。

(利害の衝突や搾取的関係の存在、文化的、宗教的、民族的偏見や通訳人の性別など) 通訳人の参加に関する深刻な懸念を申請者が提起し、認定審査官がその懸念に対処することができず、面接中の情報開示に支障をきたす可能性が高い場合、面接は中止され、難民認定総括職員との相談の上、提起された懸念や手続におけるその影響、別の通訳人が用いられるべきかどうかについて評価が行われるべきである。特定の事案において通訳人の変更が適切であると判断される場合、通訳人としての資質を備えた別の通訳人がいれば、別の通訳人を用いて面接を再開するか、できる限り迅速に日程変更を行う。UNHCR難民認定手続における通訳人の割当てにおいて申請者の正当な懸念を予測し、それに応えることを保障するため、あらゆる努力が行われるべきである。

申請者が通訳の言語や方言を理解できない場合、または、認定審査官が通訳の質、通訳人の行為・振る舞い、面接における情報開示に影響を与えるようなその他の要因に関して懸念を持った場合は、認定審査官は面接を中断し、即座に通訳人と申請者と共にそういった問題に対処すべきである。懸念が通訳人の行為・振る舞いに関するものである場合を含め、深刻な懸念が存在する場合、申請者がいない場でそうした懸念に対処することが適切であるかもしれない。難民認定総括職員との相談の後、認定審査官は別の通訳人を手配し、必要であれば面接の日程を変更するよう求めることができる。申請者を前にして認定審査官が通訳人と行うやりとりは、申請者の利益を考慮して通訳され、記録に残される必要がある。申請者の前で懸念が議論されない場合、そういった懸念は申請者のために要約され、ファイルに記録されるべきである。面接の中断や中断の理由に加え、該当する場合は通訳の変更は申請者のファイルに記録され、通訳人の変更の理由は申請者に説明されるべきである。認定審査官は、面接全体を通して**通訳の質に関する潜在的な問題のあらゆる兆候に注意**を怠らないようにし、あらゆる懸念に即座に対応する必要がある。

基準とガイドライン

通訳の質に関する潜在的な問題の兆候

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

- 申請者が自分のした質問に答えていない。または、質問に部分的にしか答えていない。
- 通訳の質問や返答が必要と思われるよりも著しく長いまたは短い。
- 通訳なしで認識できる言葉（人名や認定審査官が理解できる言語の言葉など）が通訳されていない。
- 通訳人と申請者のやり取りが通訳されていない。
- 申請者が理解していない様子、または、通訳人の前で質問に答えるのに不安を感じている様子がある。

2.5.5 遠隔地にいる通訳人の面接への参加

UNHCR事務所が必要とされている言語の通訳人を手配できない場合、難民認定手続やその他の保護関係面接への通訳人としての資質を備えた通訳人の参加を許可するため、遠隔通訳を手配することができる（遠隔面接の手配については、§4.3－難民認定面接を参照）。遠隔通訳の手配は、現地にいる通訳が必要な言語スキルや適切な経歴を持っていない場合に加え、現地の通訳人の人員不足による手続の長期に及ぶ遅延や未処理を避けるために例外的に検討されうる。以下に記述される要因は遠隔通訳の手配を検討する際に考慮されるべきである。

遠隔通訳に関連する技術的な課題や限界に鑑みて、遠隔通訳の手配は原則として、面接が行われる場所において通訳人としての資質を備えた通訳人が見当たらない場合の例外的な手段として依拠されるべきである。

遠隔地にいる通訳人の参加を補助するための技術は、明瞭で安定した中断されることのない音声と、場合によっては、映像の伝達が可能なものであるべきである。使用する技術は、音声や映像の伝達過程で、コミュニケーションが断絶したり会話が復元不可能になったりすることのない十分なものでなくてはならない。もし安定した技術を確保できない場合、面接におけるコミュニケーションの効率性や有効性、正確性を深刻に低下させる恐れがあるため、一般的に遠隔通訳は適切ではない。

遠隔通訳に用いられる技術はまた、**機密性が保持され、安全なコミュニケーション**ができるようなものでなければならない。適切なレベルの機密性が達成できるか、また、それがどのように達成されうるかの評価は、具体的な業務環境における既存の通信システムやその他の要素を勘案しなくてはならない。適切であれば技術的なアドバイスが求められるべきである。

可能な限り、通訳業務が手続の機密性を保持できる状況下で、背後の騒音や中断なく提供されることを確保するため、通訳人はUNHCRが手配した場所において面接に参加するべきである。そういった施設が手配できない場合、通訳人に関連する指針や規則により、通訳人は中断や騒音がなく、第三者のいない場所で業務を行うことが求められる。安全な音声・映像通信を手配する必要がある。

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

申請者に対しては、通訳人が遠隔地から業務を行っている状況を伝えなくてはならず、通訳手配の機密性（面接の電子記録の使用・保管に関するものを含む）や通訳人の業務の履行における役割・義務・請負事項について説明しなくてはならない。面接の冒頭において、申請者は遠隔通訳の手配に関して質問を行い、懸念を伝える機会が与えられるべきである。もし申請者が遠隔通訳の利用について深刻な懸念を提起した場合で、その懸念が面接中の情報開示に関する問題につながる可能性が高く、認定審査官が解決できないようなものである場合、提起された懸念、手続への影響、そして遠隔通訳を用いて手続を進めることが適切かどうかについて難民認定総括職員との相談し、評価することが必要となる。

遠隔通訳の手配に関し、音声か映像かどうかに関わらず、理想的には申請者の同意が求められるべきである。十分かつ誠実な情報開示を促すために信頼関係を構築し、申請者が安心できる面接環境を確保することの重要性に鑑みて、もし申請者がビデオでの対面に反対の意思を伝えた場合、映像なしでの音声による通訳人の参加が一般的には好ましい。

通訳人が同席する場合と同様、認定審査官は通訳人と申請者がお互いの言語と方言を理解できることに加え、面接の初めから終わりまで、申請者と通訳人にとって**音声・映像の質が適切であるかどうか**を確認する必要がある。認定審査官は申請者と通訳人に対し、音声または映像の質に問題があれば知らせるように伝え、そういった問題に即座に対応するように努めるべきである。もし通訳人と申請者におけるコミュニケーションの質や正確さを低下させるような技術的問題が継続する場合、一般的に、面接は適切な通訳が可能になるまで一時中断されるべきである。

遠隔通訳の手配が生じさせる一定の課題を考慮すると、遠隔通訳の手配は**収容中の申請者**や、特に児童や聴覚障害やその他一定の精神的、身体的な障がいを持つ者、トラウマや拷問の影響に苦しんでいる者といった**特別なニーズまたは脆弱性を有する人々**の面接においては、一般的に適切ではない。

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

2.5.6 UNHCR 通訳人の中立性

通訳人の公平で中立的な役割は難民認定手続を通じて維持されるべきである。以下のガイドラインはすべてのUNHCR職員と通訳人によって遵守される必要がある。

基準とガイドライン

通訳の公正さと質を保持するためのガイドライン

- 通訳人は認定審査官と申請人の間のすべてのコミュニケーションを逐語的に、十分かつ正確に通訳し、正確な通訳ができない場合にはただちに認定審査官と申請人に伝えるべきである。
- 申請者による言語や方言の使用に関するものを除き、認定審査官は通訳人に対して申請者の供述の信憑性の評価や申請者が提供した証拠の信頼性に関する調査・意見を求めるべきではない。この点について、通訳人による発言は一般的に、言葉の文化的な意味やその言語におけるその他ニュアンスの説明の他、用語や言い回しが通訳言語において正確な訳語を持たない場合の指摘など、通訳の過程に生じた問題のみに限られるべきである。申請者の言語や方言に関する情報から申請者の主張する国籍や民族性、出生地、その他重要な事実に疑念が生じる場合、一般的に、申請者の供述の関連する側面について更なる検証を進めるべきであり、すべての利用可能な証拠に鑑みて特定の事実の信憑性が評価されるべきである。
- 通訳人の個人的な偏見や文化的要因は通訳の質に影響を与えるべきではなく、通訳人は申請者に対して尊厳や敬意をもって接し、専門家としての姿勢・態度を保つべきである。
- 通訳人は、決して申請者のために弁護をしたり、UNHCR に対して介入したりすべきではなく、また、申請者の主張を損わせようとするべきではない。
- UNHCR 通訳人は、庇護希望者や難民からのUNHCR 事務所外での打ち合わせ依頼に応じたり、UNHCR難民認定手続における通訳人の中立性に影響を与える可能性のある他のやり取りを行うべきではない。申請者の主張内容と関連して、UNHCR事務所外において通訳人の補助が求められるような緊急時には、通訳人は適切なUNHCR職員から事前に書面で承認を受けることが求められる。
- 当該庇護希望者との面識や過去の接触、利害衝突の可能性、脅迫や賄賂の申出を受けたことを含め、通訳人自身の中立性に影響を与えうると見なされるような要因があった場合は担当のUNHCR 職員か、適切な場合には難民認定統括職員に直ちに知らせよう、通訳人に対して指示すべきである。
- 通訳人に通訳業務を行う申請者を選ばせたり、通訳業務の実施日以前に申請者の身元を知らせるべきではない。ただし、通訳人が面接で使用する可能性のある特殊な専門用語について準備する必要がある場合、または、申請者が安全上のリスクを呈しており、通訳人がそのようなリスクを理由に通訳の提供を拒むことができるような場合は、例外とされる。
- 可能な限り、面接の日程調整において、通訳人は異なる認定審査官に割り当てられるべきであり、通訳人による特定の事案への継続的な関わりは避けられるべきである。ただし、特別なニーズまたは脆弱性を有する申請者に関しては、難民認定面接が複数回実施され、同一の通訳人の使用が信頼関係を築き、十分かつ誠実な情報開

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

示を促すことにつながる場合には、同一の通訳人を用いることが適切なこともある。

- 可能な限り、通訳人は同じ国籍、民族または同じ難民コミュニティに属する申請者の事案に割り当てられるべきではない。
- 通訳中以外、通訳人と申請者の間のいかなる接触も避けられるべきである。難民認定面接の前後や最中において、通訳人を申請者と二人きりにするべきではない。
- 一般的な原則として、UNHCR事務所は、難民認定手続における通訳人の公平性を損なう恐れがある場合、通訳人自身に申請者に対するカウンセリングを担当させたり、通訳とは関わりのない他の職務を割り当てることは避けるべきである。

2.5.7 守秘義務

通訳人は、UNHCRの業務遂行時に入手した情報に関する秘密を厳格に守るとともに、難民認定に従事するUNHCR職員以外の者に対して、同情報に関してコメントしたり同情報を漏らしたりすべきではない。UNHCRに関する業務遂行時に入手した情報に関する秘密を保持するという義務は、UNHCRとの実際の契約期間後も継続する。

通訳人は、UNHCR通訳人の守秘義務と中立性に関する誓約書(付属書類2.5-2)に署名しなければならない。同誓約書においては、通訳人は自身の守秘義務と公平性に関する義務を理解し承諾することを確認すべきである。

2.5.8 通訳人による申請者個人のファイルへのアクセス

通訳人は、一般ファイル保管場所やUNHCRの関心対象者に関する個人情報が含まれる電子データベースにアクセスが与えられるべきではない。原則として、通訳人は難民認定個人ファイルを扱うべきではない。例外として、通訳人に個人ファイルへのアクセスを必要とする追加業務を任せる場合には、個人ファイルへのアクセスは業務の遂行にとって必要な範囲に厳しく制限されるとともに、綿密な指導・監督が行われるべきである。通訳人は、申請者や難民とのやりとりの記録を保持することを認められるべきではなく、面接の終わりに認定審査官にメモを提出することが求められる。将来の見直しに通訳人のメモが役立つ可能性がある場合、通訳人のメモはファイルに保存されなければならない。

2.5.9 通訳人の指導と監督

各UNHCR事務所は、UNHCRの手続における通訳人の仕事を監督する役割を持つ保護関係職員を指定すべきである。一般的に、難民認定統括職員は、UNHCRによる難民認定手続における通訳業務の質に対して監督責任を負う。**難民認定統括職員**やその者によって指定された保護関係職員は、UNHCR通訳人の登用、研修、監督に直接関わるとともに、同通訳人が必要なスキルや研修を受けており、難民認定手続において効果的に通訳するための適切な姿勢・態度を有していることを確保すべきである。

各UNHCR事務所は、定期的な通訳人の技能評価(付属書類3 通訳人の評価報告書式が利用可能)を行い、また、1人もしくは複数人の通訳人について健全性や守秘義務、仕事の質に

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

ついて懸念がある場合は臨時の調査を行うべきである。そうした調査には、提供された通訳が正確であり専門的かつ中立的な形で行われていることを確認するため、通訳人の行ったコミュニケーションや面接の録音音声を選択的に聞き直すことが含まれる。

UNHCRの関心対象者にUNHCR職員の不正行為を報告する機会を与えるために各UNHCR事務所に設けられた苦情申し立て手続は、**通訳業務についての意見と苦情**を伝えるためにも用いられるべきである。この手続は、すべての申請者とUNHCR職員に明確に周知されるべきである。通訳の質、通訳人の中立性や守秘義務、通訳人の言動の他の事柄に関する苦情はすべて、難民認定手続における通訳の質の監督責任を負う保護関係職員へ回付されるべきである。通訳業務に関する苦情申し立て手続は§2.6—**苦情申し立て手続**において規定されている原則に従って、受け取った苦情の事後処理と取られた措置の報告責任を明記すべきである。

各UNHCR事務所は、通訳人の「燃え尽き」を防止したり、不正や安全上のリスクを避けるために、常に通訳人の**精神的・身体的な健康状態**に十分気を配る必要がある。トラウマにさらされる可能性が高いことを考えると、通訳人は少なくともストレス・トラウマ予防の基礎を理解するなど、安全とトラウマに関する備えをし、職員の福祉研修にも参加すべきである。各事務所は、活動中の保護関係チームが利用できる精神的サポートへのアクセスを促すべきである。通訳人の抱える様々なトラウマを管理するため、各事務所はストレス管理を行い、ストレスに対処するための仕組みを取り入れるべきである。これらの対処方法には、通訳業務と翻訳業務を入れ替えたり、難民認定と第三国定住、コミュニティ支援の業務において通訳人を交代で勤務させることが含まれる。

通訳人の研修や監督に関するより詳細の指針については、IOM-FOM 005/2009に添付されている「通訳人の雇用・研修・監督・役務提供条件に関するガイドライン」を参照されたい。

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at:
<http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

付属書類

付属書類2.5-1 : UNHCR参考資料リスト (2015年12月)

注意：下記のリストは、UNHCR マンデート難民認定に関連の高いUNHCRの方針についての参考資料と指針を示すものである。難民認定に関わるすべての保護関係職員は、これらの文書にアクセスを与えられるべきであり、よく理解している必要がある。管理職の者は、これらの文書について難民認定の実施に関わる職員に周知し、これらの文書の指示を当該事務所の手続と実務に反映することを確保すべきである。

Guidelines for the field on recruitment procedures, conditions of service, training and supervision of interpreters, UNHCR, IOM-FOM 005/2009, 19 January 2009

Self-Study Module 3: Interpreting in a Refugee Context, UNHCR, 1 January 2009,
<http://www.refworld.org/docid/49b6314d2.html>

Policy on the Protection of Personal Data of Persons of Concern to UNHCR, May 2015,
<http://www.refworld.org/docid/55643c1d4.html>

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at:
<http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

付属書類2.5-2 : UNHCR通訳人の守秘義務と中立性に関する誓約書

通訳人氏名 : _____

UNHCR 行動規範を遵守するとともに、マנדート難民認定手続に携わるUNHCR 通訳人として、通訳業務において以下の事項を誓います。

守秘義務

UNHCR の通訳業務を通じて知り得た庇護希望者、難民、職員や業務に関するいかなる情報も開示、話題にしないことを誓います。守秘義務に関する上記の誓約はUNHCR との業務契約終了後も継続するものと理解しています。

中立性の維持

職務を遂行する際、またUNHCR 内外での言動においては、UNHCRの通訳としての中立性の義務に十分に整合したかたちで行うことを誓います。具体的には以下の行動を指します。

- ・ UNHCR 難民認定手続において、能力の限り、正確かつ完全な通訳を行うこと。
- ・ UNHCR 難民認定手続において、中立的かつ客観的なかたちで通訳業務を行うこと。
- ・ 庇護希望者や難民の弁護・代弁行為には関与しないこと。
- ・ 庇護希望者や難民またはその代理で行動する者からの報酬や便宜・好意は受け取らないこと。
- ・ 通訳としての公平性やUNHCR の手続の公正性および整合性・完全性を損なう、または損なうと見なされる庇護希望者、難民、第三者との接触は行わないこと。
- ・ UNHCR の手続においては、文化、ジェンダー、年齢へ配慮したUNHCR の基準に従い、職務を遂行すること。

報告義務

職務を遂行するにあたり、通訳の公平性や有効性を損なう、または損なうと見なされるいかなる事実または出来事も通訳業務の提供先であるUNHCR 職員および直属の上司に報告します。特に以下の場合には滞りなく報告します。

- ・ 通訳業務を担当する庇護希望者や難民と公私のいずれかにおいて関係がある場合。
- ・ UNHCR の通訳業務を行うにあたり矛盾する、または両立しないと見なされる他の業務、所属、私益がある場合。
- ・ 担当する通訳業務を行うにあたり悪影響を及ぼす可能性のある他の要素がある場合。

誓約違反

署名後の「UNHCR 通訳人の守秘義務と中立性に関する誓約書」は個人ファイルに保管され、上記の誓約に正当な理由なく違反した場合は不正行為となり懲戒手続および/または法的行為の対象となりうる旨を理解します。

上記の誓約書を読み理解したうえで、誓約書諸項目を承諾します。

Provisional Translation (日本語仮訳)

Original: UN High Commissioner for Refugees (UNHCR), *UNHCR RSD Procedural Standards - Interpretation in UNHCR RSD Procedures*, 2016, available at:
<http://www.refworld.org/docid/56baf2634.html> [accessed 6 March 2017]

Note: In case of dispute over translation, English text shall prevail. (当文書は仮訳であり、正文は英語とします)

通訳人署名 _____

日付 : _____

場所 : _____